

2019年 国民生活基礎調査の概況 p14「6 貧困率の状況」

【誤（令和2年7月17日公表）】

6 貧困率の状況

2018（平成30）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%（対2015年△0.3ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%（対2015年△0.4ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.6%（対2015年△0.3ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では48.1%（対2015年△2.7ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%（対2015年0ポイント）となっている。

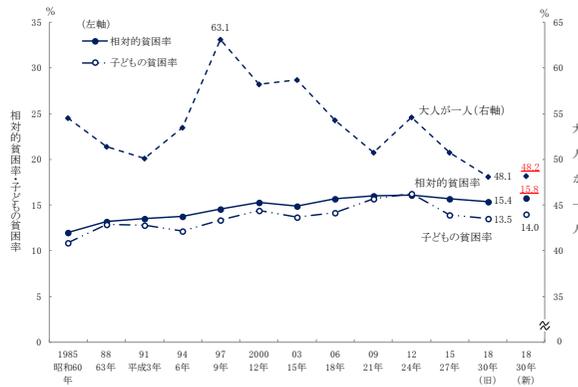
なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金・個人年金等を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は15.8%、「子どもの貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は13.2%、そのうち「大人が一人」の世帯員は48.2%、「大人が二人以上」の世帯員は11.3%となっている。（表11、図13）

表11 貧困率の年次推移

	1985 昭和60年	1988 (63)	1991 平成3年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)	新基準
	（単位：％）												
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.8
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.2
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.2
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.3
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	122

- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図13 貧困率の年次推移



- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

【正】

6 貧困率の状況

2018（平成30）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%（対2015年△0.3ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%（対2015年△0.4ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.6%（対2015年△0.3ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では48.1%（対2015年△2.7ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%（対2015年0ポイント）となっている。

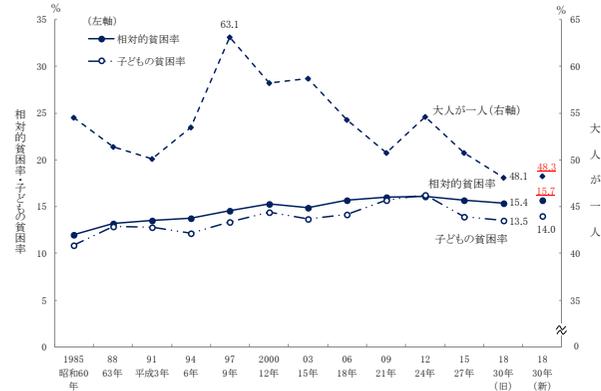
なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%、「子どもの貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は13.1%、そのうち「大人が一人」の世帯員は48.3%、「大人が二人以上」の世帯員は11.2%となっている。（表11、図13）

表11 貧困率の年次推移

	1985 昭和60年	1988 (63)	1991 平成3年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)	新基準
	（単位：％）												
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124

- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図13 貧困率の年次推移



- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

2019年 国民生活基礎調査の概況 p34「統計表 第8表」

【誤（令和2年7月17日公表）】

第8表 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布 (単位：%)

	全世帯員			子ども			子どもがいる現役世帯								
	2015 (平成27)年		2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年		2018 (平成30)年 新基準	大人が一人			大人が二人以上					
	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
40万円未満	1.2	1.5	1.9	1.1	1.7	2.2	1.0	1.5	2.0	2.3	4.8	4.9	0.9	1.3	1.8
40～60	2.7	2.5	2.7	2.7	2.5	2.7	2.6	2.5	2.8	8.4	7.0	7.8	2.3	2.3	2.6
60～80	3.1	3.0	3.1	2.5	2.7	2.7	2.4	2.6	2.6	13.5	8.2	7.7	1.8	2.3	2.2
80～100	3.7	3.3	3.5	3.5	3.1	3.3	3.1	2.7	2.9	12.4	10.2	11.0	2.6	2.3	2.4
100～120	4.2	3.7	4.0	3.6	2.7	2.6	3.3	2.4	2.6	13.3	13.0	13.2	2.7	1.8	2.0
120～140	4.7	4.4	4.7	3.7	3.9	4.3	3.5	3.4	3.7	7.8	13.4	13.6	3.3	2.9	3.2
140～160	5.4	4.7	4.8	4.8	3.9	3.7	4.6	3.4	3.1	9.1	8.5	8.3	4.3	3.1	2.9
160～180	5.8	5.4	5.6	6.0	4.4	4.8	5.6	4.0	4.4	9.5	7.2	6.8	5.4	3.9	4.3
180～200	6.0	5.9	6.3	6.2	5.7	6.0	6.1	5.2	5.7	5.4	6.9	6.7	6.1	5.1	5.7
200～240	11.9	11.9	12.2	12.4	12.7	12.9	12.1	12.0	12.5	4.7	8.1	9.9	12.5	12.2	12.7
240～280	10.4	10.1	10.2	13.1	11.5	12.7	13.2	12.3	13.1	4.8	4.8	3.8	13.7	12.6	13.6
280～320	9.1	8.7	8.6	11.2	11.8	11.0	11.4	12.2	11.3	2.5	2.9	2.5	12.0	12.7	11.8
320～360	7.1	7.8	7.7	8.9	9.7	9.7	9.1	9.7	9.8	1.5	1.8	1.7	9.5	10.1	10.2
360～400	5.6	6.4	6.3	6.1	7.1	6.3	6.7	7.6	6.9	1.4	0.6	1.3	7.0	8.0	7.2
400～500	9.0	9.9	9.2	7.5	9.3	8.7	8.3	10.4	9.7	1.4	1.6	0.5	8.7	10.8	10.2
500～600	4.9	5.3	4.7	4.0	3.8	3.2	4.1	4.2	3.6	0.8	0.3	0.3	4.3	4.5	3.8
600～700	2.2	2.7	2.2	1.4	2.0	1.8	1.6	2.2	1.9	0.7	0.3	0.3	1.7	2.4	2.0
700～800	1.0	1.0	0.9	0.4	0.6	0.4	0.4	0.7	0.5	-	-	-	0.4	0.8	0.5
800～900	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.7	-	-	0.3	0.2	0.3
900～1000	0.3	0.4	0.4	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	-	-	-	0.1	0.1	0.1
1000万円以上	0.9	0.9	0.8	0.4	0.7	0.5	0.3	0.6	0.5	-	0.5	0.5	0.3	0.7	0.5

注：1) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 2) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

【正】

第8表 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布

	全世帯員			子ども			子どもがいる現役世帯								
	2015 (平成27)年		2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年		2018 (平成30)年 新基準	大人が一人			大人が二人以上					
	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準	2015 (平成27)年	2018 (平成30)年 新基準			
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
40万円未満	1.2	1.5	1.8	1.1	1.7	1.9	1.0	1.5	1.7	2.3	4.8	4.8	0.9	1.3	1.5
40～60	2.7	2.5	2.6	2.7	2.5	2.9	2.6	2.5	2.6	8.4	7.0	7.7	2.3	2.3	2.7
60～80	3.1	3.0	3.1	2.5	2.7	2.7	2.4	2.6	2.6	13.5	8.2	8.0	1.8	2.3	2.3
80～100	3.7	3.3	3.4	3.5	3.1	3.1	3.1	2.7	2.6	12.4	10.2	10.4	2.6	2.3	2.2
100～120	4.2	3.7	4.0	3.6	2.7	2.7	3.3	2.4	2.6	13.3	13.0	13.9	2.7	1.8	2.0
120～140	4.7	4.4	4.5	3.7	3.9	3.9	3.5	3.4	3.5	7.8	13.4	12.8	3.3	2.9	3.0
140～160	5.4	4.7	4.7	4.8	3.9	3.6	4.6	3.4	3.2	9.1	8.5	8.1	4.3	3.1	2.9
160～180	5.8	5.4	5.7	6.0	4.4	5.0	5.6	4.0	4.5	9.5	7.2	6.5	5.4	3.9	4.4
180～200	6.0	5.9	6.2	6.2	5.7	5.8	6.1	5.2	5.4	5.4	6.9	6.7	6.1	5.1	5.4
200～240	11.9	11.9	12.0	12.4	12.7	12.7	12.1	12.0	12.3	4.7	8.1	9.5	12.5	12.2	12.5
240～280	10.4	10.1	10.3	13.1	11.5	12.3	13.2	12.3	12.7	4.8	4.8	4.1	13.7	12.6	13.2
280～320	9.1	8.7	8.6	11.2	11.8	11.5	11.4	12.2	11.9	2.5	2.9	2.5	12.0	12.7	12.4
320～360	7.1	7.8	7.7	8.9	9.7	9.7	9.1	9.7	9.6	1.5	1.8	2.2	9.5	10.1	10.0
360～400	5.6	6.4	6.3	6.1	7.1	6.5	6.7	7.6	7.1	1.4	0.6	1.0	7.0	8.0	7.4
400～500	9.0	9.9	9.5	7.5	9.3	9.0	8.3	10.4	10.0	1.4	1.6	0.8	8.7	10.8	10.5
500～600	4.9	5.3	4.7	4.0	3.8	3.4	4.1	4.2	3.9	0.8	0.3	0.3	4.3	4.5	4.1
600～700	2.2	2.7	2.4	1.4	2.0	1.8	1.6	2.2	2.0	0.7	0.3	0.3	1.7	2.4	2.1
700～800	1.0	1.0	0.9	0.4	0.6	0.4	0.4	0.7	0.5	-	-	-	0.4	0.8	0.5
800～900	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.7	-	-	0.3	0.2	0.3
900～1000	0.3	0.4	0.4	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	-	-	-	0.1	0.1	0.1
1000万円以上	0.9	0.9	0.8	0.4	0.7	0.5	-	0.5	0.5	-	0.5	0.5	0.3	0.7	0.5

注：1) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 2) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

2019年 国民生活基礎調査の概況 p44 「用語の説明」

【誤（令和2年7月17日公表）】

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。
 ウ その他の所得
 上記（1）～（4）、（5）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

15 「可処分所得」とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

16 「等価可処分所得」とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。

旧基準：等価可処分所得 = (総所得 - 拠出金) ÷ √世帯員人数

新基準：等価可処分所得 = (総所得 - 拠出金 - 掛金 - その他) ÷ √世帯員人数

		旧 基 準	新 基 準
【所得】			
総所得	当初所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	社会保障給付	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金
【支出】			
拠出金等	拠出金	税金	所得税 住民税 固定資産税 自動車税・軽自動車税・自動車重量税
		社会保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料
	掛金	企業年金・個人年金等掛金	
	その他	仕送り	

【正】

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料（掛金）を納付（支払い）したことにより年金として支給された金額をいう。
 ウ その他の所得
 上記（1）～（4）、（5）ア、イ以外のもの（一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等）をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在の暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識を、世帯主又は世帯を代表する者が5区分（「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」）から選択回答したものである。

15 「可処分所得」とは、所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

16 「等価可処分所得」とは、下記により算出した所得である。所得のない子ども等を含め、すべての世帯員に割り当てられる。

旧基準：等価可処分所得 = (総所得 - 拠出金) ÷ √世帯員人数

新基準：等価可処分所得 = (総所得 - 拠出金 - 掛金 - その他) ÷ √世帯員人数

		旧 基 準	新 基 準
【所得】			
総所得	当初所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得	雇用者所得 事業所得 農耕・畜産所得 家内労働所得 財産所得 仕送り 企業年金・個人年金等 その他の所得
	社会保障給付	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金	公的年金・恩給 雇用保険 児童手当等 その他の社会保障給付金
【支出】			
拠出金等	拠出金	税金	所得税 住民税 固定資産税 自動車税・軽自動車税・自動車重量税
		社会保険料	医療保険料 年金保険料 介護保険料 雇用保険料
	掛金	企業年金掛金	
	その他	仕送り	